

第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和7年度  令和11年度

前橋市

目 次

● 制度の概要.....	1
■ 子ども・子育て支援新制度とは.....	1
■ 子ども・子育て支援新制度の概要.....	1
■ 子ども・子育て支援制度における各種事業の全体像.....	2
■ 幼児教育・保育の無償化.....	2
■ 計画の今後.....	3
■ こども・若者等の意見反映.....	3
● 第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画について.....	4
■ 第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯.....	4
■ 計画の視点.....	4
● 本市の目指すべき姿.....	5
基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における妊産期から始まる子育て支援.....	5
基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援.....	5
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	6
■ 教育・保育提供区域の設定.....	6
● 計画の推進方策.....	7
基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における妊産期から始まる子育て支援.....	7
1 教育・保育施設の充実.....	7
2 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	9
3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進.....	10
4 妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の充実.....	11
5 こどもの発達支援.....	11
基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援.....	12
1 児童虐待防止対策の推進.....	12
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	12
3 障害児施策の充実等.....	12
4 その他の子育て支援施策等.....	13
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	13
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進.....	13
● 計画の推進体制と進捗管理.....	13
■ 計画の推進体制.....	13
■ 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保.....	14
■ 必要な事業の推進・計画の点検・評価や見直し.....	16
■ 進捗状況の管理・点検の方法.....	16

● 制度の概要

■ 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む）

■ 子ども・子育て支援新制度の概要

1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園[※]」制度をより効果的に活用できるよう、認可・指導監督を一本化し、施設を設置するための手続きを簡素化すること等により、認定こども園制度をより使いやすい形で広めていきます。

※ 認定こども園の種類は、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4種類

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）により保育の量的拡大を図ります。幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図り、教育・保育の質的改善を図ります。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

全ての家庭の多様なニーズに対応するため、地域子育て支援拠点事業はもとより、保育所や認定こども園が実施する子育て支援事業や本市が実施する利用者支援事業を通じて、地域の実情に応じた質の高い子ども・子育て支援事業を展開します。

■ 子ども・子育て支援制度における各種事業の全体像

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- 地域型保育給付
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- 児童手当
- 妊婦のための支援給付

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤-1 養育支援訪問事業
- ⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑮ 児童育成支援拠点事業
- ⑯ 親子関係形成支援事業
- ⑰ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑱ 乳児等通園支援事業
- ⑲ 産後ケア事業

■ 幼児教育・保育の無償化

1 幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料の仕組み

- 認定区分や保護者の所得に応じて、保育料が決まる仕組みとなっており、保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めています。
- 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）に基づいて算出します。
- 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべてのこどもの利用料が無償です。
- 0歳から2歳までの子どもは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償です。

2 幼稚園型一時預かり事業を利用することも*

- 幼稚園の利用に加え、預かり保育を利用した場合、最大月額1.13万円又は1.63万円までの範囲で利用料が無償化されます。

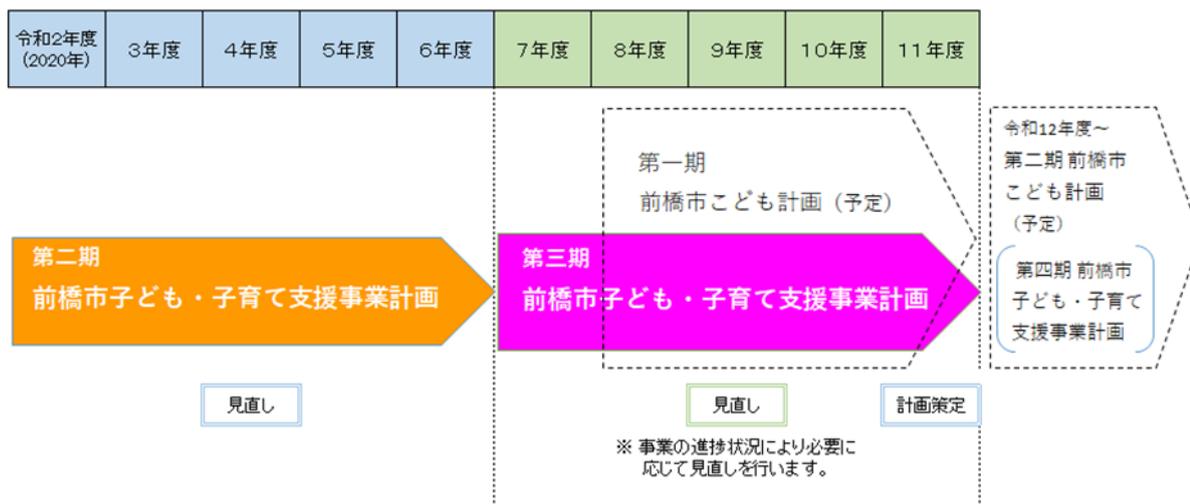
3 認可外保育施設等を利用することも*

- 3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
- 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象です。

※ 無償化対象児童となるためには、市町村から別途、「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

■ 計画の今後

現在、こども基本法第10条第2項及び第5項の規定に基づき、こども施策を総合的に推進するため、第一期前橋市こども計画（令和8年度から11年度までの4か年計画）の策定を検討しています。こども計画は、本計画を含め、他のこども施策に関する計画と一体のものとして策定することができることと定められており、第一期前橋市こども計画の策定時には、本計画をその一部として位置付け、一体の計画とする予定です。また、令和12年度から始まる第四期前橋市子ども・子育て支援事業計画についても、第二期前橋市こども計画と一体の計画として整備する予定です。



■ こども・若者等の意見反映

こども基本法第11条では、国や地方公共団体がこども施策を策定等する場合、こどもや保護者等の意見を聴き、反映する措置を講じることを規定しています。このことを受け、本市では、本計画の規定に当たり次の取組を実施しました。

- ・ こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 前橋
- ・ 小中学校向け「みんなで考えよう！こどもの権利」
- ・ 高校生向け「みんなで話そう！こどもの権利」
- ・ こどものまち前橋若者会議
- ・ 市民、保育関係者向タウンミーティング

● 第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画について

■ 第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

本市では、平成17年3月に「次世代育成支援行動計画（前期）」、平成22年3月に同計画の後期計画を策定し「子どもたちの幸せをみんなの幸せにするために」を基本理念として、全てのこどもが安心して生まれ育ち、親が安心と誇りを持って子育てできる環境を、地域社会と一体となり整備してきました。

子ども・子育て支援法の規定では、より質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされ、平成27年度から令和元年度までの「第一期前橋市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から令和6年度までの「第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

今回策定する「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」は、第二期に位置づけた施策や事業の課題や評価を引き継ぎつつ、より現在の本市の地域の実情に合わせた子育て環境の整備方針を、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として定めるものです。

■ 計画の視点

1 全てのこどもが幸せに育つことを支援する視点

これから生まれてくるこどもも含め、すべてのこどもたちが今も、そしてこれからも健やかに生き生きと輝きながら育っていけるように、こどもたちを包む保健・医療・福祉・教育・社会環境の整備を継続していく必要があります。成長したこどもたちが若い親世代となった時、次世代を担うこどもを生み育てることに、自然と幸せを感じられるように支援します。

2 全ての親が安心と誇りを持って子育てできるように支援する視点

個人の価値観や生活スタイルが多様化し、核家族化や都市化による地域のつながりの希薄化により、誰にも相談できずに孤立感を深めている親は少なくありません。こどもが生まれる前の妊娠期から継続した切れ目のない支援を行うことで、子育てに関する不安を軽減し、こどもの日々の成長がもたらす子育て本来の感動と喜びを共有し、親自身も親として成長できるような家庭づくりを支援します。

3 地域社会全体が子育てを見守り支援する視点

私たちの社会にとって、こどもたちは希望であり、次世代の地域社会を担う人材となる存在です。

従って、こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであり、こどもや子育てをする家庭は、地域社会全体で見守り支援されなければなりません。全ての市民や団体そして企業が、それぞれの立場や役割に応じ子育て地域づくりに参加することで、こどもの成長を地域全体の幸せにできるよう支援します。

● 本市の目指すべき姿

第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

こどもの最善の利益が実現するまちを目指します

基本目標 1 幼児期の教育・保育及び地域における妊産期から始まる子育て支援

少子化によりこどもの数や兄弟姉妹の数が減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、こどもの育つ環境も変容しています。こどもが安心して育まれるとともに、こども同士が集団の中で育ちあい健やかに成長できるよう乳幼児期の教育・保育を充実します。

なお、質の高い教育・保育を安定的に供給していくためには、保育士不足の解消と、保育所等で働く職員に対してより良い職場環境を構築することが必要不可欠です。そのため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組、技能・経験に応じた人件費の加算を行うことで、職員の雇用を促し、各種研修に参加しやすい環境を整備するなど、より良い労働環境を構築します。これにより、教育・保育の充実に関する受け皿としての量の確保を目指すとともに、質の確保を図ります。

また、こどもを安心して産み、ゆとりをもって育てられるよう、妊産期からの切れ目のない支援を行い、こどもや母親の健康を確保するとともに、地域における子育て支援を推進します。

基本的施策

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
- 4 妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の充実
- 5 こどもの発達支援

基本目標 2 専門的な知識や技術を要する支援

こどもの心身の発達・発育に長期間にわたり大きな影響を及ぼす著しい人権侵害である児童虐待は増加しており、深刻な社会問題となっています。こうした社会問題に対して、地域の見守りや関係機関・団体等の連携を図り、未然防止の強化やケア体制の確立を推進します。また、ひとり親家庭への相談体制や経済的支援の充実に努めます。

さらに、「ノーマライゼーション」や「ソーシャルインクルージョン」といった、多様性を受け入れ、共生するという理念のもとに、障害児等への支援及び教育の充実を図り、地域社会で安心して暮らせるよう、総合的な施策を推進します。

基本的施策

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実等

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

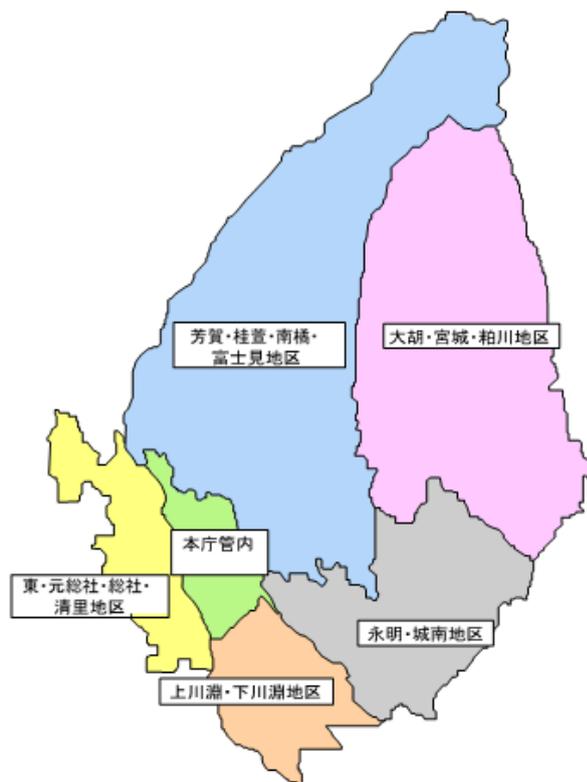
子育てと職業生活の両立ができるように、多様な保育サービスの充実を図ります。男性の子育て参加率は増加傾向にありますが、職場生活と家庭生活との両立の推進を図るためには、一層の職場の理解や配慮が必要です。良好なワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、子育て施策の啓発を促進し、子育てへの喜びを感じることができる環境づくりを目指します。

基本的施策

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進

■ 教育・保育提供区域の設定

- 教育・保育提供区域については、6区域
- 地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業については小学校区、その他の事業については市全域を提供区域として実施します。



[提供区域]

- ① 本庁管内地区
- ② 芳賀・桂萱・南橋・富士見地区
- ③ 東・元総社・総社・清里地区
- ④ 上川淵・下川淵地区
- ⑤ 永明・城南地区
- ⑥ 大胡・宮城・粕川地区

● 計画の推進方策

基本目標 1 幼児期の教育・保育及び地域における妊産期から始まる子育て支援

1 教育・保育施設の充実

本市は「待機児童ゼロ」を達成していますが認定区分や提供区分ごとで確保量に偏りがみられます。全ての児童がいつでも希望する保育関係施設に入所できるまでの状況ではなく、ニーズ調査の結果でも、育児休業を希望する時期に復帰しなかった理由として「希望する保育所に入るため」や「希望する保育所に入れなかったため」と回答した保護者も多数いました。

このため、定員増に伴う施設整備は、受け皿が不足している地域等を優先して、限定的に整備を行い、一方でこどもの数は減少傾向にあるため、公立保育所の統廃合による需給調整や、保育関係施設の柔軟な利用定員の調整、地域間の定員数の不均衡を解消するための保育ステーションなどを例とする新たな事業展開の検討など、全体的なバランスをみながら適正な供給量の確保を図ります。今後は、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの受入促進など、供給量の確保と併せ、保育ニーズに対応した教育・保育施設の機能充実を図るとともに、保育料の負担軽減の検討やDX化の推進等による手続きの簡素化の促進を図ります。

また、近年課題となっている保育士不足に関する問題に対しても、関係機関と連携を図りながら、解消に向けた取組を行います。

● 平成27年度以降、民間保育関係施設の認定こども園化等により、3号認定[※]の受け皿は大きく増加しましたが、提供区域間で不均衡が生じており、量の見込みが多い地域については、引き続き教育・保育施設の充実が必要です。

- ・ 既存施設の有効活用により、不足する受け皿の確保に努めます。
- ・ 国庫補助金を活用し、受け皿が不足している地域の0・1歳児の定員増につながる施設整備を優先的に実施するほか、地域間の受け皿（確保方策）の不均衡を解消する事業の検討などを通じて、市全域での受け皿確保に取り組みます。
- ・ 不足地域のみにとらわれず、近隣地区において利用調整を図り、ニーズ量を補完するものとします。
- ・ 受け皿が過剰供給とならないよう、利用定員の設定や見直しを柔軟に行うことが必要です。

※3号認定とは、保育の必要性がある3歳未満児。

(1) 幼稚園・認定こども園 【1号認定及び2号相当※2 (3~5歳児)】

市全域 (合計)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※ ¹	1,537	1,500	1,405	1,378	1,345
1号認定	1,201	1,172	1,098	1,077	1,051
2号相当※ ²	336	328	307	301	294
②確保方策※ ³	2,749	2,749	2,734	2,734	2,734
1号認定	2,629	2,629	2,614	2,614	2,614
幼稚園(新制度未移行)	120	120	120	120	120

※1 「量の見込み」はニーズ量を意味し、ニーズ調査や過去の実績に基づき利用見込み人数を算出したもの。
 ※2 共働き世帯など本来であれば2号認定となるが、教育の利用ニーズが高いため1号認定となる児童。
 ※3 「確保方策」は施設の受け皿を意味し、各施設の利用定員に基づいた受け入れ可能人数を想定した数値。

(2) 保育所(園)・認定こども園など 【2号認定 (3~5歳児)】

市全域 (合計)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(2号認定)	5,020	4,890	4,587	4,498	4,390
②確保方策	5,561	5,561	5,561	5,561	5,523
教育・保育※ ¹	5,355	5,355	5,355	5,355	5,317
地域型保育					
認可外保育施設※ ²	206	206	206	206	206

※1 認定こども園、保育所(園)による受け皿。
 ※2 市又は県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている、認可外保育施設等。

(3) 保育所(園)・認定こども園など 【3号認定 (0~2歳児)】

市全域 (合計)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(3号認定)	3,716 (766)	3,609 (761)	3,714 (754)	3,686 (751)	3,676 (745)
②確保方策	4,105 (801)	4,100 (801)	4,100 (801)	4,100 (801)	4,068 (801)
教育・保育	3,806 (724)	3,801 (724)	3,801 (724)	3,801 (724)	3,769 (724)
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	299 (77)	299 (77)	299 (77)	299 (77)	299 (77)

※表中()内は0歳児の内数。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

事業名		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業（こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉を一体的に支援等するもの）						
量の見込み（か所）		2	2	2	2	2
確保方策（か所）		2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業（保育園（所）・認定こども園で、親子で参加できる各種子育て支援を実施するもの）						
量の見込み（人回）		70,591	68,893	70,518	69,985	69,499
確保方策	（人回）	127,985	124,905	127,853	126,885	126,005
	（か所）	19	19	19	19	19
妊婦健康診査						
量の見込み（人回）		23,300	22,400	21,500	20,600	19,800
確保方策		実施場所：医療機関及び助産所等 実施体制：保健師等4人×245日=980人 事務1人×245日=245人				
乳児家庭全戸訪問事業						
量の見込み（人）		1,930	1,915	1,900	1,890	1,870
確保方策		実施体制：助産師会委託か、こども支援課地区担当保健師による家庭訪問等				
養育支援訪問事業						
量の見込み（人）		130	131	132	133	134
確保方策		実施体制：こども支援課地区担当保健師等による家庭訪問				
子育て短期支援事業（家庭において一時的に保育困難なこどもを児童養護施設等で預かるもの）						
量の見込み（人日）		59	58	57	56	55
確保方策	（人日）	59	58	57	56	55
	（か所）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
ファミリー・サポート・センター						
量の見込み（人日）		6,314	6,153	5,996	5,843	5,694
確保方策（人日）		6,314	6,153	5,996	5,843	5,694
一時預かり事業（幼稚園型）（認定こども園に在籍する1号認定子どもを教育時間を超えて預かるもの）						
量の見込み（人日）	不定期	8,711	8,488	8,271	8,060	7,854
	常時	91,418	89,082	86,806	84,587	82,426
確保方策（人日）		100,129	97,570	95,077	92,647	90,280
一時預かり事業（一般型）（保育園（所）や認定こども園に在籍していないこどもを一時的に預かるもの）						
量の見込み（人日）		10,712	10,438	10,171	9,910	9,657
確保方策（人日）		10,712	10,438	10,171	9,910	9,657
延長保育事業						
量の見込み（人）		2,140	2,161	2,182	2,203	2,225
確保方策	（人）	2,140	2,161	2,182	2,203	2,225
	（か所）	67か所	67か所	67か所	67か所	67か所
病児・病後児保育事業						
量の見込み（人日）		1,693	2,201	2,862	3,720	4,837
確保方策（人日）	病児保育	4,032	4,032	4,032	4,032	5,040
	子育て援助	50	50	50	50	50
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）						
量の見込み（人）	低学年	3,467	3,324	3,207	3,046	2,970
	高学年	1,783	1,754	1,699	1,674	1,597
	小計	5,250	5,078	4,906	4,720	4,567
確保方策（人）		6,000	6,100	6,100	6,200	6,200
実費徴収に係る補足給付を行う事業（低所得者世帯に対し、在園中に必要な物品や行事費の一部を助成するもの）						
量の見込み（人）	生活保護世帯	37	36	35	34	33
	国立・未移行園	23	23	23	23	23
確保方策（人）	生活保護世帯	37	36	35	34	33
	国立・未移行園	23	23	23	23	23

(2 地域子ども・子育て支援事業の推進) 続き

事業名		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て世帯訪問支援事業						
量の見込み(実人数)		2,517	2,466	2,417	2,369	2,321
確保方策(延べ人数)		2,040	2,040	2,040	2,369	2,321
児童育成支援拠点事業						
量の見込み(実人数)		40	39	38	37	36
確保方策(延べ人数)		—	20	20	40	40
親子関係形成支援事業						
量の見込み(実人数)		89	87	86	84	82
確保方策(延べ人数)		152	152	152	152	152
妊婦等包括相談支援事業						
量の見込み(人)		5,790	5,745	5,700	5,670	5,610
確保方策	(子ども家庭センター)	5,790	5,745	5,700	5,670	5,610
	(上記以外で委託)	0	0	0	0	0
乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)						
0歳児	量の見込み(延べ人数)	108	108	107	107	106
	確保方策(延べ人数)	108	108	107	107	106
1歳児	量の見込み(延べ人数)	396	404	412	420	429
	確保方策(延べ人数)	396	404	412	420	429
2歳児	量の見込み(延べ人数)	108	106	105	103	102
	確保方策(延べ人数)	108	106	105	103	102
産後ケア事業						
量の見込み(延べ人数)		1,486	1,609	1,796	1,918	2,183
確保方策(延べ人数)		1,486	1,609	1,796	1,918	2,183

3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

妊産婦から乳幼児、学童期までの切れ目のない母子保健施策を、保護者目線に立ったワンストップサービスにより充実させ、医療・福祉及び教育分野との連携を強化し、安全・安心な妊娠・出産・子育てを支援します。

これにより、引き続きすべてのこどもが健やかに育つ社会の醸成に向け、その成長を見守り育む地域づくりを推進し、母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進を図ります。

主な事業

- ハローベビークラス
対象者…初妊婦とその夫又は家族
- 離乳食講習会すてっぷ1
対象者…満4～5か月の第1子を持つ保護者
- 離乳食講習会すてっぷ2
対象者…おおむね7か月の第1子を持つ保護者
- 離乳食講習会すてっぷ3
対象者…満9～11か月の第1子を持つ保護者
- すこやか健康教室
- おくちげんき教室(巡回歯科指導)
- プレコンセプションケア
- にこにこ健康相談
- 妊婦健康診査
- 妊婦歯科健康診査
- 新生児聴覚検査
- 産婦健康診査
- 1か月児健康診査
- 3か月児先天性股関節脱臼健康診査
- 3～4か月児健康診査
- 9～10か月児健康診査
- 1歳6か月児健康診査
- 2歳児歯科健康診査
- 3歳児健康診査
- 5歳児就学前健康診査

4 妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の充実

妊娠・出産・育児に関する様々なニーズに対応し、保護者等の孤立感を解消できるよう、妊娠から産後のきめ細やかな支援体制を整えます。

さらに「特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、産後の休業明けや育児休業満了時から利用できるような環境を整えるため」行政と保育所（園）・認定こども園・幼稚園や関係団体などの地域が連携し、相談体制を充実させます。

主な事業

- | | |
|--|----------------|
| ○利用者支援事業 | ○産後ケア事業 |
| ○育児交流会（ひよこクラス）
対象者…2～3か月児と母親（第1子のみ参加可） | ○妊産婦訪問指導 |
| ○父親支援（続・ひよこクラス）
対象者…おすわり～ハイハイ期（6か月～1歳未満）の児とその両親（第1子のみ参加可） | ○新生児等訪問指導 |
| ○おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業 | ○乳幼児訪問指導 |
| ○こんにちは赤ちゃん事業 | ○不妊治療費助成事業 |
| ○未熟児親の会（プリミークラブ） | ○不育症治療費助成 |
| ○多産妊産婦等交流会（さくらんぼ広場） | ○未熟児養育医療給付事業 |
| ○産後ヘルパー派遣事業 | ○幼児教育センター相談事業 |
| | ○地域子育て支援センター事業 |
| | ○元気保育園子育て応援事業 |
| | ○子育て・親子支援講座 |

5 こどもの発達支援

こども発達支援センターで専門のスタッフが、こどもの発達（発達障害を含む）に関する保護者の相談や支援に関して、きめ細かいサービスを行います。

また支援に当たっては、医療、福祉及び教育分野と連携し、良好な親子関係の構築が図れるよう努めます。

主な事業

- | | |
|------------|--------------------|
| ○あそびの教室 | ○電話相談 |
| ○のびのびあそぼう会 | ○来所個別相談 |
| ○コンサルテーション | ○ペアレント・トレーニング |
| ○のびのび発達相談 | ○ブルーベリーの会（ダウン症親の会） |

基本目標 2 専門的な知識や技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の推進

本市においては、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、前橋市保健センター内に「前橋市こども家庭センター」が設置されています。それにより、母子保健と児童福祉に係る情報共有や、支援方針を検討する合同ケース会議の実施など、さらなる連携強化を図るとともに、社会福祉士等の配置などの専門的な支援体制の構築に向けた取組を行いました。

また、虐待の未然防止や養育環境の改善を図るとともに、児童虐待予防事業を実施し、適切な係わり方、良好な親子関係の構築等についての周知・徹底を図ります。

主な事業

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ○要保護児童対策地域協議会 | ○親子の絆づくりプログラム |
| ○家庭児童相談事業 | ”赤ちゃんがきた！”（BP） |
| ○児童虐待への対応 | ○ヤングケアラー訪問支援事業 |
| ○ほめて育てるコミュニケーショントレーニング
（ほめトレ） | ○まえばし子ども見守り宅食事業 |

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育の確保策、経済的支援策など総合的な対策を適切に実施していくことが重要です。特に、就業支援の実施に当たっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるとともに、相談体制の充実や施策・取組に関する積極的な情報提供を図ります。

主な事業

- | | |
|--------------------|------------------|
| ○母子・父子家庭等福祉医療費支給事業 | ○ひとり親家庭支援事業 |
| ○児童扶養手当支給事業 | ○母子・父子自立支援員の設置 |
| ○自立支援教育訓練給付金 | ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 |
| ○高等職業訓練促進給付金等事業 | ○災害遺児支援事業 |
| ○就業・自立支援事業 | ○母子生活支援施設への入所 |
| ○自立支援プログラム策定等事業 | ○ひとり親家庭養育費確保支援事業 |

3 障害児施策の充実等

障害の早期発見・治療のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援につなげるのが重要です。

主な事業

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ○特別支援教育推進事業 | ○障害児相談支援事業 |
| ○障害児通所支援事業 | ○日中一時支援事業 |
| ○医療的ケア支援事業 | ・日帰りショートステイ |
| ○要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業 | ・登録介護者・サービスステーション事業 |
| ○小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 | ○親の会の支援 |
| ○自立支援医療費（育成医療）の支給 | ○発達相談 |
| ○難聴児補聴器購入補助事業 | ○障害児等への医療給付事業 |

4 その他の子育て支援施策等

- 児童養護施設等入所児童自立支援事業

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育てや、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間をもつことで、健康で豊かな生活を送ることができる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。

こうした中で、働く人の仕事と生活との両立を推進するために、子育て支援などの社会的基盤の整備や職場環境の改善、事業主及び勤労者の意識啓発など多面的に取り組めます。

主な事業

- | | |
|---------------|-------------------|
| ○男女の雇用機会均等の周知 | ○仕事と家庭の両立支援の啓発・普及 |
| ○就職支援 | |

● 計画の推進体制と進捗管理

■ 計画の推進体制

前橋市こども家庭センターを設置したことにより、相談業務等の連携について一層の充実を図り円滑な支援へつなげるなど、前橋市こども家庭センターに集約されている、子育てに関する行政機能の強みを活かした推進体制により実施します。

■ 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

○ 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

本市では子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設等により、地域のこどもを幼稚園と保育所（園）に区別せずにとともに育てていく、という幼保一体化の考えから、多くの民間幼稚園・保育園が認定こども園へ移行しました。

今後は、7ページに記載する「教育・保育施設の充実」の考え方にに基づき、3歳未満児の受け皿増加につながる、長時間保育も実施する認定こども園への移行を引き続き有効なものとしながらも、人口減少を考慮した整備をしなければなりません。

このため、移行の必要性については、希望する施設側と協議しながら、受け皿が不足する地区のニーズを考慮し、個別具体的に検討するものとします。

○ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、地域のこどもを育てる子育て支援の拠点として、さらには地域の人的、物的資源や地域の力を活かした教育・保育を行うために、地域との連携を深めていく地域の子育て支援の核としての役割を担います。また、特に配慮が必要なこどもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を果たします。

一方、少子化の進捗と施設の老朽化の状況を踏まえ、公立保育所の中長期的な基本方針を定めた「前橋市公立保育所の再整備基本方針（令和5年2月）」に基づき、市内の施設が供給過剰とならないよう、公立保育所が保育関係施設全体の調整機能としての役割を果たし、統廃合による再整備に合わせて、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもの受入促進等、ニーズに対応できるような整備も促進します。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、一部の地域で不足する3歳未満児の保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、現代の多様化する保護者の保育ニーズに対応する質の高い教育・保育事業を提供します。

また、地域のこどもとこどもを育てる親に対し、専門的見地を用いてその育ちを支援します。

③ 全ての家庭への子育て支援の充実

相談・交流事業を通じて教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応します。また、国際化の進展に伴い多様な言語・文化・価値観の中で育ってきたこどもが増加しています。このため、文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育・教育を進めていくことが重要であり、市の外国人相談窓口や外国語によるリーフレットやホームページの活用など、全ての家庭が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報や相談を得やすい体制づくりに努めます。

○ 保育所（園）、認定こども園及び幼稚園と小学校等との連携方策

保育所（園）、認定こども園及び幼稚園と小学校が、それぞれの発達の段階にふさわしい教育・保育により、それぞれの役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、市内を18の地区ブロックに

分けて実施している「保幼小連携地区ブロック研修会」の充実を図り、連携の強化に努めます。その際、従来から市内に設置している「幼児教育センター」の「出前研修・出前相談」事業を有効活用し、幼児教育アドバイザー、指導主事等が保育所（園）、認定こども園及び幼稚園や小学校に出向き、保幼小連携に関する研修や相談に応じ、教員、保育士の支援を行います。

○ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

① 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

年間を通じて定期的に各職種や役割に応じた研修を主催し、公私・施設類型を超えた合同研修によりスキルアップや情報交換を行います。

なお、研修会は公立、私立や各所管を問わず、市内全ての幼稚園、認定こども園、保育所（園）等の幼児教育・保育等の質の向上を目的として計画・立案し、研修内容については参加者からのアンケート等を参考資料とし、より現場のニーズを反映した、スキルアップに対して的確な研修となるように努めます。また、内閣府・厚生労働省や群馬県・群馬県教育委員会をはじめ、各種関連団体が実施する分野別の研修については、研修情報の一元化や幅広い周知により、研修機会を確保することに努めます。

② 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

適切な指導監査が実施できるよう、使用する資料や様式を定期的に見直すとともに、資料や様式は相当の期間をもって事前に教育・施設に提示し、提出を求めることで効率的な監査の実施に努めます。

③ 幼児教育アドバイザーの配置・活用

公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、学識経験者や児童福祉施設の運営経験者等、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者を「幼児教育アドバイザー」として配置します。

また、保育所（園）、認定こども園及び幼稚園や保護者の希望により相談に応じること（出前相談）はもとより、保育関係施設等の職場内での研修、保護者会や説明会など、保護者が集まる場所で研修会を実施する際に幼児教育アドバイザーを活用すること（出前研修）を通じて、保幼小連携や幼児教育の質の向上を図ります。

④ 幼児教育センターの役割

第二期の事業計画期間に引き続き、幼児教育センターを活用し、幼児教育センターの実践園である公立幼稚園において、教育課程や指導計画のあり方の研究を深めます。さらに、教員一人一人の指導力向上を目指して、引き続き「計画訪問 ※1」「市立幼稚園保育研修会 ※2」を実施し、幼稚園教育要領に沿った保育・教育を市内の校園所に提案します。

また、保幼小の円滑な接続に向けて、未就学児童と就学児童の交流活動の充実及び教員の相互参観、情報交換などを推進します。これにより、障害がある、または、発達に心配のある幼児の保護者に対して、就学についての不安や悩みについて一緒に考えたり、情報提供をしたりし、就学後の望ましい教育的支援を検討するとともに、小学校との情報共有を図り、スムーズな就学へつなげます。

※1 市立幼稚園に教育委員会の指導主事等が出向き、教育内容を中心に指導・助言するもの。

※2 市立幼稚園が保育関係施設等に公開保育を行い、市が目指す幼児教育を提案・周知するもの。

■必要な事業の推進・計画の点検・評価や見直し

施策の実効性を確保し、計画を着実に推進するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要となります。このため、計画的な特定教育・保育施設等の施設整備や地域子ども・子育て支援事業など、必要な事業の推進を図るための別に定める個別計画の策定を進めるとともに、進捗状況の管理を行います。

具体的には、各年度における計画の実施状況等の把握・点検を行い、結果から現状の課題点等を導き出し、その後のより良い政策展開につなげることが重要です。また、必要に応じて事業の見直しの検討を行うなど、計画の着実な推進を目指します。

■進捗状況の管理・点検の方法

進捗状況管理・点検を行う機関として、市民の代表や学識経験者等によって構成される「前橋市子ども・子育て会議」を活用し、子育て支援についての課題整理や解決に向けた提案などを行っていきます。

また、こども基本法第11条では、国や地方公共団体がこども施策を策定し、実施し、及び評価する場合、こども等の意見を聴き、反映する措置を講じることを規定しています。このことを受け、本計画の進捗状況管理・点検においても、こども等の意見を聴き、反映する取組を実施していきます。

前橋市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行 前橋市

編集 前橋市 こども未来部 こども施設課